

2020年4月24日

## パブリックコメントの結果について

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会

2020年4月3日金融庁公表の「令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等」について、当協会が提出致しました意見並びにその意見に対する回答を掲載いたします。

なお、No及びコメント概要、金融庁の考え方は、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（別紙1）」より抜粋しています。コメントの概要欄における「斜線」は、当協会提出時の意見です。

（参考）金融庁ホームページ

- ・令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200403/20200403.html>

- ・コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200403/01.pdf>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●暗号資産交換業に係る制度整備</b>		
<b>▼暗号資産の定義（資金決済法第2条第5項）</b> 暗号資産の範囲及び該当性の判断基準（交換業ガイドラインI-1-1）		
2	金商業等府令第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」であって、「電子記録移転権利」に該当しない権利は、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されるものであったとしても、電子記録移転権利と同様に資金決済法上の暗号資産には該当しない（金商法と資金決済法の重畳適用はない）との理解でよいか。	交換業ガイドラインにおいて、トークンの発行者による将来的な事業収益等の分配を受ける権利が当該トークンに表示されているなど、ICOが投資としての性格を有する場合には、当該トークンは金商法の規制対象となり、資金決済法の規制対象とはならない旨を記載しています（交換業ガイドラインII-2-2-8-1（注2））。電子記録移転有価証券表示権利等は、この場合に該当するものと考えられます。
<b>▼暗号資産交換業の定義（資金決済法第2条第7項）</b> 暗号資産交換業の該当性の判断基準（交換業ガイドラインI-1-2-2）		
11	事業者、又は事業者と委託先の両者をあわせて、マルチシグアドレス（又は同等の機能を持ったスマートコントラクトで実現されたコントラクトウォレット）の暗号資産の移転に必要な数に満たない数の秘密鍵のみを保管し、暗号資産の移転のために必要な署名のうち一部のみの署名を行う場合、事業者は、主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態になく、「他人のために暗号資産の管理をすること」には該当しないとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、事業者が利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵の一部を保有するにとどまり、事業者の保有する秘密鍵のみでは利用者の暗号資産を移転することができない場合には、当該事業者は、主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にないと考えられますので、基本的には、資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しないと考えられます。また、事業者が利用者の暗号資産を移転することができ得る数の秘密鍵を保有する場合であっても、その保有する秘密鍵が暗号化されており、事業者は当該暗号化された秘密鍵を復号するために必要な情報を保有していないなど、当該事業者の保有する秘密鍵のみでは利用者の暗号資産を移転することができない場合には、当該事業者は、主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にないと考えられますので、基本的には、同号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しないと考えられます。
12	事業者が保管する秘密鍵が暗号化されており、事業者は復号・使用することができず、署名時には利用者が暗号化された秘密鍵を事業者からダウンロードして復号・署名し、事業者のサーバー上で復号・署名することがない場合、事業者は主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態になく、「他人のために暗号資産の管理をすること」には該当しないとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、事業者が利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵の一部を保有するにとどまり、事業者の保有する秘密鍵のみでは利用者の暗号資産を移転することができない場合には、当該事業者は、主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にないと考えられますので、基本的には、同号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しないと考えられます。

15	<p>利用者の暗号資産残高を、利用者自身の秘密鍵によって残高を移転するサイドチェーンで管理する際に、サイドチェーンの参加者で形成されるメインチェーン上のマルチシグアドレスに利用者の暗号資産をロックする場合があります。利用者がサイドチェーンの残高を引き出す際、メインチェーン上のマルチシグアドレスにロックされた暗号資産を移転するために、マルチシグアドレスを形成する全参加者（又は一定数以上）の秘密鍵による署名を必要とし、マルチシグアドレスを形成する各参加者は互いに委託関係になく独立している場合、マルチシグアドレスを形成する参加者は、単独でマルチシグアドレスから暗号資産を移転するために必要な数の秘密鍵をもっていないため、主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態になく、「他人のために暗号資産を管理すること」に該当しないと考えられるか。</p>	<p>御想定の場合の詳細が必ずしも明らかではありませんが、各参加者の行為が資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当するかは、ブロックチェーンの仕組みその他の暗号資産に用いられる技術又は仕様のほか、参加者に与えられた権限や各参加者の関係性等の事情を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
16	<p>電子メールサービスやクラウドストレージ等の暗号資産の管理を目的として提供されていないサービスにおいて、利用者がストレージ内に単独で利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵を保有するものの、ストレージの所有者であるサービス提供者がその事実を知らない場合や秘密鍵を用いて実際に利用者資産を出し入れしていない場合、「他人のために暗号資産の管理をすること」には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、御質問のサービスを提供する事業者が、クラウドストレージ内に保管されている利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵にアクセスする権限を有していないなど、当該事業者が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にない場合には、基本的には、資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しないと考えられます。</p>
17	<p>スマートコントラクトを用いたエスクローサービスを提供し、預け入れられた暗号資産を移転可能な宛先が利用者の指定した宛先に限定されている場合、主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にないことから「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、御質問のサービスを提供する事業者が、スマートコントラクト内に保管されている利用者の暗号資産を移転するために必要な秘密鍵にアクセスする権限を有しておらず、当該スマートコントラクトによる暗号資産の移転先を指定し、又は変更し得る権限を有していないなど、当該事業者が主体</p>

18	利用者だけが暗号資産を移転できるウォレット機能を備えたスマートコントラクトを提供する事業者は、主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態になく、「暗号資産の管理」には該当しないとの理解でよいか。	的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にない場合には、基本的には、資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しないと考えられます。
<b>▼取り扱う暗号資産の適切性の判断基準（交換業ガイドラインⅠ-1-2-3）</b>		
25	同一の暗号資産交換業者において「暗号資産の交換等」の対象となる暗号資産と「暗号資産の管理」の対象となる暗号資産の範囲に差異が生じることはあり得るとの理解でよいか。例えば、交換等はできないが預かることだけは可能な暗号資産を設定することを妨げるものではないとの理解でよいか。	御理解のとおりと考えられます。
<b>▼変更届出（交換業府令第11条、交換業ガイドラインⅢ-2-1（4））</b>		
26	取り扱う暗号資産の名称の変更について、「技術又は仕様の変更を理由として」新たな暗号資産が付与される場合は事後届出でよいとされ、「あらかじめ知り得た場合を除く」とされているが、付与される直前に知り得た場合などには実務的に事前届出が困難である。「あらかじめ知り得た場合であって、かつ、あらかじめ届け出ることが実務的に可能な場合を除く」とするなど実務的に対応可能な文言へ変更してほしい。	例えば、いわゆるハードフォークの場面において、取り扱う暗号資産の名称は、暗号資産交換業者が新たに付与された暗号資産を業として取り扱うこととした場合に変更が生じるものと考えられます。したがって、付与される直前に知り得た場合であっても、その新たに付与された暗号資産を業として取り扱う前に変更届出を行うことは可能であると考えられます。
28	取り扱う暗号資産の名称の変更について、「技術又は仕様の変更を理由として」新たな暗号資産が付与される場合は事後届出でよいとされているが、AirDropのように勝手に送りつけられるような付与の場合も事後届出になるとの理解でよいか。	取り扱う暗号資産の名称は、暗号資産交換業者が当該暗号資産を新たに業として取り扱うこととした場合に変更が生じるものと考えられます。御想定の場合が必ずしも明らかではありませんが、暗号資産交換業者がAirDropによってその保有者に付与された暗号資産を業として取り扱わないこととし、当該暗号資産について移転、返還その他の方法により速やかにその管理状況を解消した場合には、取り扱う暗号資産の名称に変更が生じておらず、資金決済法第63条の6及び交換業府令第12条に基づく変更届出は不要と考えられます。

▼利用者の暗号資産の管理（交換業府令第 27 条）		
48	<p>ハードウェア・ウォレットにおいては秘密鍵の生成、PIN の変更、ぜい弱性対応などでハードウェア・ウォレットのベンダーにインターネット経由で接続する必要があるが、秘密鍵は外部からアクセスできない。このような運用においてインターネットに接続しても当該ハードウェア・ウォレットは「常時インターネットに接続していない電子機器等」に「該当する」との理解でよいか。</p>	<p>交換業ガイドラインⅡ-2-2-3-2 (3) ⑤のとおり、一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は、交換業府令第 27 条第 3 項第 1 号等に規定する「常時インターネットに接続していない電子機器等」に該当しないと考えられます。</p>
49	<p>「同等の技術的安全管理措置」が講じられている場合の例示として、「例えば、対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵等が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名を行うことができる技術的仕様となっており、かつ当該秘密鍵等による署名が手動で行われる」ことが要請されるのか理由を説明してほしい。手動での作業を必要とすることはむしろ事務ミスを惹起する可能性があり、かえって危険な場合があることから、「～手動で行われること「等のその他安全性を高める措置と組み合わせること」により～」と手動に限らない措置とすべきと思料する。</p>	<p>交換業ガイドラインⅡ-2-2-3-2 (3) ⑤（注）は、交換業府令第 27 条第 3 項第 1 号等に規定する「その他これと同等の技術的安全管理措置」が講じられている場合の一例を示すものであり、これ以外の管理方法であっても、常時インターネットに接続していない電子機器等に記録して管理する方法と同等の技術的安全性が確保されていると評価できる場合には、同号等に規定する「その他これと同等の技術的安全管理措置」に該当する可能性があると考えられます。</p>
51	<p>交換業ガイドラインⅡ-2-2-3-2 (3) 「⑦対象受託暗号資産を除く対象暗号資産の全部又は一部が、上記⑤及び⑥以外の方法により管理される事態が生じた場合には、当該事態が生じた日の翌日から起算して 1 営業日以内に、当該事態を解消しているか。」とあるが、これは具体的にどのような事態を想定しているのか。</p>	<p>交換業府令第 27 条第 2 項に定める要件に該当する暗号資産として社内規則で定めた上限を超える利用者の暗号資産が、同条第 3 項各号に定める方法に該当しない方法により管理される事態のほか、利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産を同項各号及び交換業府令第 29 条第 2 項各号に定める方法により管理していたものの、後発的事情等によって、その管理の方法が交換業府令第 27 条第 3 項各号及び第 29 条第 2 項各号に定める方法に該当しない事態が生じた場合などを想定しています。</p>

●暗号資産を用いたデリバティブ取引に関する規制の整備	
▼金融商品取引業から除かれるもの（金商法施行令第1条の8の6、定義府令第16条）	
62	<p>暗号資産関連店頭デリバティブ取引は非有価証券関連店頭デリバティブ取引であるにもかかわらず、金融商品取引業から除外される行為の対象から、相手方の属性を勘案せず一律に除外されている根拠を説明してほしい。</p> <p>仮に暗号資産関連店頭デリバティブ取引に伴うリスクが典型的に高いとしても、「金融商品取引業者及び金融機関のうち暗号資産関連店頭デリバティブ取引を業として行う者」をはじめ、定義府令第16条第1項第4号の2において、外国暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者に関する金融商品取引業の適用除外となる取引相手方については、自ら十分に取引の内容・リスク及び相手方の属性・リスクを判断可能であるのであるから、これらの者との取引についてまで、金融商品取引業の対象にする必要はないものと思料する。</p>
63	<p>暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する金融商品取引業の適用除外を外国の事業者に限定している理由・根拠を説明してほしい。</p> <p>外国の店頭デリバティブ規制において、暗号資産関連店頭デリバティブ取引について要件を加重していない国が大半を占める中で、国内事業者についてのみ相手方の属性にかかわらず暗号資産関連店頭デリバティブ取引を金融商品取引業に該当する行為とすることは、結果として、事実上、日本の事業者を外国事業者よりも不利に扱うことになると考えられるが、この点についての考えも示してほしい。</p>
▼証拠金規制（金商業等府令第117条第1項第47号～第50号、交換業府令第25条第5項第1号・第2号）	
95	<p>証拠金の取引額に対する比率は、デリバティブ取引の根源的要素の一つであり、本来、市場の状況等に応じて、機動的に変更されることが投資家保護にも資すると考えられる。また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引は他の店頭デリバティブ取引と比して歴史が浅く市場状況や社会での認知度も今後大きく変化</p>
	<p>暗号資産を用いたデリバティブ取引については、原資産である暗号資産の有用性についての評価が定まっておらず、また、専ら投機を助長しているとの指摘もある中で、その積極的な社会的意義を見出し難いものと考えられます。</p> <p>暗号資産関連店頭デリバティブ取引については、それがデリバティブ取引であることを踏まえた対応（証拠金規制等）に加え、暗号資産の特性等を踏まえて暗号資産の現物取引について暗号資産交換業者に求められる対応と同様の対応（問題がある暗号資産の取扱い等）が必要であること等を踏まえ、現物取引について業規制が適用されている有価証券関連店頭デリバティブ取引と同様に、金商法施行令第1条の8の6第1項第2号の対象から除外し、外国業者が国外から行う一定の行為について適用除外規定（定義府令第16条第1項第4号の2）を設けることとしたものです。</p> <p>一般論として、暗号資産を用いた証拠金取引を取り巻く状況の変化等に応じ、必要な場合には、規制の見直しを検討していくものと考えられます。</p>

	<p>することも考えられる。これらの点を考慮すると、当該比率を頻繁に見直すことは個人顧客との取引では望ましくない点もあるが、一定の合理的期間又は一定の条件を設定し、適宜見直しを実施すべきと思料されるがいかがか。見直す必要がないとするのであれば、その理由・根拠を見直す必要又は可能性があるとするのであれば、見直しに着手する条件や判断要素を説明してほしい。</p>	
105	<p>証拠金倍率の上限は業界団体が定めるところの4倍で既に十分低く、現状、社会的・業界的に問題となるレベルの未収金は発生していないので、あえてそれより低い倍率を法令で硬直的に定める根拠が薄弱である。</p> <p>(JCBA 提出意見)</p> <p>「個人顧客に対する証拠金の約定時必要預託額と維持必要預託額が取引額に百分の五十を乗じた額とされている点について、当該数値を設定する必要性及びどのような算定方法に基づいて導出されたのかについて説明頂きたい。特に必要性に関しては、一昨年、JVCEAの自主規制規則において本件に関して百分の二十五を乗じた額に設定する際、未収金の発生を抑制することが主たる目的とされていた。その意味では、現状、社会的、業界的に問題となるレベルの未収金は発生しておらず、それでもなお本比率を定めるべきとする判断基準や判断要素等を具体的に説明して頂きたい。」</p>	<p>高レバレッジの暗号資産を用いた証拠金取引は、</p> <p>①顧客保護（ロスカット・ルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ）</p> <p>②業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）</p> <p>③過当投機の観点から問題があると考えています。</p> <p>具体的な証拠金倍率の上限については、個人顧客に対する規制の簡明性確保の観点から、暗号資産の種類によらず一律の倍率とすることが適切と考えています。</p> <p>その上で、取引量の多い主要な暗号資産について、交換業に係る登録制導入以後で最も変動の激しかった時期を基準に1日の暗号資産の価格変動をカバーする水準を勘案して、暗号資産を用いた証拠金取引について、想定元本の50%以上の証拠金の預託を受けることを義務付けるものです。</p>
111	<p>暗号資産の種類によってボラティリティは異なるため、一律に証拠金倍率を2倍とするのは適切ではない。</p> <p>(JCBA 提出意見)</p> <p>「暗号資産については多種多様なものが存在しており、流動性、ボラティリティなども大きく異なっており、その差異は外国通貨に比しても大きい。それにもかかわらず、暗号資産関連デリバティブ取引について証拠金の取引額に対する比率を一律にとすることの理由・根拠を説明して頂きたい。」</p>	

●資金調達取引に関する規制の整備	
▼電子記録移転権利から除かれる場合（定義府令第9条の2）	
146	<p>定義府令第9条の2を踏まえると、電子記録移転権利から除外される場合に対象となる投資家が適格機関投資家等特例業務の対象投資家に限定されることになるが、これは既存の第二種金融商品取引業者が第二項有価証券のクラウドファンディングにおいて一般投資家を含めて募集できる現行規定と比べより厳しい基準となっており、平仄が合わないと考えられる。したがって、法制度間の平仄及び一般投資家の投資機会確保の観点から、電子記録移転権利から除外される条件としては同条第1号又は第2号を満たす場合（ただし第2号については、財産的価値の流通性を一定限度に抑えるために、「当該財産的価値の移転は、その都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾がなければ、することができないようにする技術的措置がとられており、かつ、権利保有者が常に500人を超えないとする技術的措置がとられていること」と変更する。）とすべきと考える。また、このような考え方を採用できない場合には、上記第二種金融商品取引業者における一般投資家への募集との平仄も含め、その理由を説明してほしい。</p>
▼電子記録移転有価証券表示権利等の定義（金商業等府令第1条第4項第17号、第6条の3）	
164	<p>金商法等ガイドライン2-2-2において「契約上又は実態上、発行者等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿（当該帳簿と連動した帳簿を含む。）の書換え（財産的価値の移転）と権利の移転が一連として行われる場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当することに留意する」とされている。一方で、金商業等府令第1条第4項第17号、第6条の3において、社債等振替法の適用対象となる有価証券に関する適用除外規定はないことを踏まえると、同法の適用対象となる有価証券については定義上、電子記録移</p>
	<p>定義府令第9条の2は、企業内容等の開示制度等において第一項有価証券となる電子記録移転権利から除かれて第二項有価証券となるものを定めるものです。他方、いわゆる投資型クラウドファンディングに関する第二種少額電子募集取扱業務は、第二項有価証券の募集の取扱いを行う場合における金融商品取引業に係る登録の特例等を定めた制度です。これらの制度趣旨は異なることから、平仄が合わないとの御指摘は当たらないものと考えます。</p>
	<p>社債等振替法上の振替機関が取り扱う社債等は、社債等振替法の規定を踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないと考えられます。</p>

	<p>転有価証券表示権利等には該当しないと理解してよいか。</p> <p>上記理解が正しいとすると、社債等振替法の適用対象となる有価証券においては、振替口座簿における増額記録及び減額記録が権利移転の要件の一つとなっており、電子帳簿の書換えと権利の移転が一連として行われているようにも思えるが、それでも電子記録移転有価証券表示権利等の定義から除外されている理由を説明してほしい。</p>	
	▼金商法等ガイドライン	
173	<p>「契約上又は実態上、発行者等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿（当該帳簿と連動した帳簿を含む。以下2-2-2において「電子帳簿」という。）の書換え（財産的価値の移転）と権利の移転が一連として行われる場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当することに留意する」との記載について、例えば、金商法第2条第2項各号の権利に関し、当事者（売主、買主及び発行者）の三者において契約上の地位の移転について合意し、その合意内容の証拠としてブロックチェーン上に記録する場合は、ブロックチェーン上の記録は財産的価値の移転ではなく、あくまで、権利移転の証拠としての記載にすぎず、権利移転と一連ではないと考えられるため、上記権利は電子記録移転権利に該当しないと理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、御質問のブロックチェーン上の記録が権利者や権利数を電子的に記録した帳簿であって、契約上又は実態上、御質問の地位の移転と当該帳簿の書換えとが一連として行われる場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当すると考えられます。</p>
174	<p>金商法等ガイドライン2-2-2の考え方は、電子記録移転権利のみならず、電子記録移転有価証券表示権利等全般について該当するか。</p>	<p>金商法等ガイドライン2-2-2は、電子記録移転権利に該当する場合についての記載であり、電子記録移転有価証券表示権利等についての記載ではありませんが、基本的には同様であると考えられます。</p>
	▼その他	
196	<p>今回の政府令改正案においては、PTSに関する規定の見直しが行われていない。PTSの価格決定方式は金商法第2条第8項第10号に規定されるものに限定されているところ、①同号イの「競売買の方法」は、金商法施行令第1条の10の規定により上場有価証券にし</p>	<p>電子記録移転権利についても、私設取引システム（PTS）の利用が排除されているものではなく、認可の申請等があった場合には、他の有価証券と同様に、法令等に基づいて適切に審査を行ってまいります。</p>

か用いることができず、②同号ロの市場価格  
売買方法も上場有価証券に限定されているた  
め、電子記録移転権利については少なくとも  
現状では利用ができない。他方、同号ハ（認  
可金融商品取引業協会が公表する店頭売買有  
価証券の売買価格による方法）、ニ（顧客間交  
渉売買方法）、ホ（顧客注文対当方法（定義府  
令第17条第1号）、買気配提示方法（定義府  
令第17条第2号）については、利用不可かど  
うか必ずしも明らかではないが、現行金商業  
者等監督指針IV-4-2-1はまったく電子  
記録移転権利の取引が行われることを想定し  
ておらず、この記載に照らして審査を経て認  
可を得られる可能性はない。電子記録移転権  
利については、トークンを用いることによる  
事実上の流通性の高まりを念頭に規制が導入  
されたと理解しているが、それにもかかわら  
ず、現実に利用し得る可能性のあるPTSに  
ついて、規定の見直しを行わなかった理由を  
説明してほしい。また、健全な発行市場の形  
成及び投資家保護の視点から、米国における  
ATS市場同様に非上場有価証券の二次流通  
市場の確保が必要と考えられることから、電  
子記録移転権利の二次流通を含め上場してい  
ない有価証券をインターネット上で取引する  
ことができるよう、その流動性の程度に応じ  
た柔軟なPTS関連規制の整備を検討してほ  
しい。

●金融商品取引業者の自己資本規制における暗号資産の取扱い等	
▼市場リスク相当額	
208	<p>代表的な暗号資産である BTC のボラティリティは、代表的な商品先物である WTI と大差ない状況である（例えば、2019 年 12 月では、BTC が 50%前後、WTI は 90%前後で逆転すらしている）。それにもかかわらず、暗号資産等のリスク相当額を 100%と、商品の 18%以上の 5 倍以上の市場リスク相当額を定める必要性、理論的根拠を説明してほしい。</p>
▼取引先リスク相当額	
213	<p>①単体告示案第 15 条第 1 項第 1 号及び特金告示案第 19 条第 1 項第 1 号に規定する取引先リスクの暗号資産関連取引に係る掛目（1 年以内 10%、1 年超 5 年以下 12%、5 年超 15%）の根拠・理由を説明してほしい。</p> <p>②特に、国内の登録暗号資産交換業者若しくはそれと同等の規制に服する海外の暗号資産取引所については、自己資本規制比率等で倒産リスクが減じられており、このような高い掛目は不要ではないか。（少なくとも貴金属取引よりも組織化されており、その取引先リスクを超える必要性はないものと思料。）</p>
	<p>①取引先リスク相当額の算出におけるアドオンの掛目は、暗号資産の価格変動等も踏まえつつ、リスクを保守的に見積もり設定したものであり、現時点においては、合理的なものと考えております。</p> <p>②自己資本規制告示における暗号資産の取扱いに関する Q&amp;A 記載のとおり、金融商品取引業者が他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者（以下「カストディ業者」という。）に暗号資産を預託等する場合であって、当該カストディ業者が、法令に則り、預託等を行った暗号資産を適切に分別管理している場合には、当該法令の内容に照らして、当該カストディ業者の倒産リスクが基本的に排除されていると考えられますので、預託等を行った暗号資産に係る取引先リスク相当額を算出する必要はありません。これに対して、国内の法令の規制に服していない海外の事業者については、当該事業者の倒産リスクが排除されているかが必ずしも明らかではありませんので、当該事業者に預託する暗号資産に係る取引先リスク相当額を算出する必要があると考えられます。</p>
▼自己資本規制告示における暗号資産の取扱いに関する Q & A	
217	<p>Q2 に対する (A) の「カストディ業者」については、暗号資産の交換等を行わないカストディ専業業者のみならず、暗号資産の交換等を行う暗号資産交換業者も含まれるとの理解でよいか。</p>
	<p>自己資本規制告示における暗号資産の取扱いに関する Q&amp;A に規定する「他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者」には、他人のために暗号資産の管理をすることに加え、暗号資産の交換</p>

<p>仮に上記の理解が誤っているのであれば、なぜ、カストディ専門業者と交換所・取引所も営む業者で取扱いを分けるのかその根拠・理由を説明してほしい。交換所・取引所も営む暗号資産交換業者であっても法律により分別管理義務が課せられており、かつ、5%を超える暗号資産をホットウォレットに置くことは許容されない。また、履行保証暗号資産については、自己とは異なるコールド・ウォレット等で保管することが義務付けられている。すなわち、交換所・取引所も営む暗号資産交換業者とカストディ専門業者では暗号資産の預託の受入れにおいては状況が同一であり、交換所・取引所も営む暗号資産交換業者についても利用者の暗号資産を基礎的リスク相当額の計測対象とする必要はないとすべきである。</p>	<p>等を行う暗号資産交換業者も含まれます。</p>
--	----------------------------

<b>●信託業</b>	
<b>▼兼営法施行規則</b>	
<p>256</p> <p>兼営法施行規則第3条第1項第6号について、信託兼営金融機関が営むことができない業務として「信託財産の管理又は処分において暗号資産を含む財産の信託」とされているが、信託会社は暗号資産の信託を受託することができるのに対して、信託銀行その他の信託業務を行うことのできる金融機関が、暗号資産の信託を受託できないとする理由・根拠を説明してほしい。</p> <p>例えば、代替資産として暗号資産が普及しつつある中、暗号資産を相続することを意図する人もでてきており、制度で信託を排除することは望ましくないと思料する。仮に金融機関による暗号資産の信託業務を一切排除しなければならないとするのであれば、その理由を説明してほしい。</p> <p>電子記録移転有価証券表示権利等については、金融機関は信託業務を禁止されていない一方で、暗号資産については信託業務が禁止される理由を説明してほしい。</p>	<p>信託銀行等の信託兼営金融機関が暗号資産を受託財産とする信託業を営む場合のリスクとしては、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクや暗号資産の管理等にかかるシステムリスクのほか、これらが顕在化した場合のレピュテーション・リスク等が想起されます。これらのリスクを完全にコントロールすることは容易ではないところ、これらのリスクが顕在化した場合には、信託勘定に留まらず、信託銀行等の固有業務への影響も考えられます。こうした点を踏まえ、信託兼営金融機関が暗号資産を受託財産とする信託業を営むことは適当でないと考えます。</p>